

印南町一般競争入札説明書

町有財産の売却について、下記のとおり一般競争入札を実施しますので、買受希望者は、売却物品について確認をし、この説明書、印南町インターネット公有財産売却ガイドラインを承知の上、あらかじめ入札参加の申し込みを行い、所定の手続きに従い入札願います。

令和5年1月18日

印南町長 日裏 勝己

1 一般競争入札により売却する物件

以下の物件を個別に入札し売却を行います。

区分 番号	物件	物件の概要	予定価格 (最低売却価格)	入札保証金
6-1	ローテーブル (ガラスマット付)	ローテーブル (ガラスマット付) 1台	1,000円	100円
6-2	5段 キャビネット (開き戸)	5段 キャビネット (開き戸) 1台	1,000円	100円
6-3	5段 キャビネット (開き戸)	5段 キャビネット (開き戸) 1台	1,000円	100円
6-4	3段 キャビネット (ガラス引き戸)	3段 キャビネット (ガラス引き戸) 1台	1,000円	100円
6-5	3段 キャビネット (ガラス引き戸)	3段 キャビネット (ガラス引き戸) 1台	1,000円	100円
6-6	デスクサイドワゴン	デスクサイドワゴン 1台	1,000円	100円
6-7	デスクマット (ガラス製) セット	デスクマット (ガラス製) セット 1組	1,000円	100円
6-8	Duplo 丁合機 (ESPER-170)	Duplo 丁合機 (ESPER-170) 1台	10,000円	1,000円
6-9	受付カウンター	受付カウンター 1台	1,000円	100円
6-10	5段 キャビネット (開き戸)	5段 キャビネット (開き戸) 1台	1,000円	100円

※予定価格には、消費税及び地方消費税相当額を含む。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次の各号のいずれかに該当する者は、公有財産売却に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項各号に該当する者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号及び同条第6号に規定する暴力団員に該当する方
- (3) 日本語を完全に理解できない方
- (4) 印南町が定める印南町インターネット公有財産売却ガイドライン及び KSI 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない方
- (5) 公有財産の買受について一定の資格その他の条件を必要とする場合で、これらの資格などを有していない方
- (6) 当該公有財産に関する事務に従事する印南町の職員
- (7) 日本国内に住所、連絡先がいずれも無い方。
- (8) 18歳未満の方。ただし、その親権者などが代理人として参加する場合を除きます。

3 一般競争入札の参加申込等に関する事項

一般競争入札に参加しようとする者は、次の参加申し込み手続きを行ってください。

(1) 参加仮申し込みについて

入札に参加しようとする方は、あらかじめ紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する公有財産売却システム（以下「売却システム」という。）の参加を希望する物件の売却物件詳細画面より参加申込受付期間中に参加の仮申し込み手続きを行ってください。

- ・ 参加申込期間 令和5年1月18日（水）午後1時から
令和5年2月 6日（月）午後2時まで

(2) 参加申し込み（本申し込み）について

【物品の場合】

申込者がご本人の場合には、参加申込書の提出は不要ですので、そのまま本登録になるのをお待ちください。ただし、代理入札の場合は、令和5年2月6日（月）までに所定の委任状及び委任者の本人確認ができるもの（運転免許証等の写し）（法人の場合は商業登記簿謄本及び印鑑登録証明書）を提出してください。なお、持参による提出の場合は、土・日・祝日を除きます。

【自動車・不動産のみ】

売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申し込みを行った後、印南町のホームページより「公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書」を印刷し、必要事項を記入・押印後、必要書類を添付のうえ、印南町へ参加申し込みを行ってください。

4 入札保証金に関する事項

入札に参加しようとする方は、入札保証金を入札に参加しようとする者名義のクレジットカードにより納付してください。

(1) 入札保証金の納付

クレジットカードによる納付のみとします。売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行い、入札保証金を所定の手続きに従って、クレジットカードで納付してください。

(2) 入札保証金の充当

落札者の納付した入札保証金は、契約保証金に充当します。

(3) 入札保証金の還付

入札保証金は、落札者のものを除き入札期間終了後還付します。(クレジットカードによる納付の場合は、落札者のものを除き入札保証金の引き落としは行われません。)なお、落札者が契約締結期限までに契約を締結しない場合は、その落札を無効とし、入札保証金は没収し、返還しません。

5 物件の下見会日時及び場所

入札物件の下見会は下記の日程により実施します。

物件番号	日時	場所
6-1 ～ 6-10	令和5年1月27日(金) 午後1時から午後3時まで	和歌山県日高郡印南町大字印南2570番地 印南町役場

6 一般競争入札の場所及び期間

(1) 場 所 売却システム上

(2) 入札期間 令和5年2月20日(月)午後1時から
令和5年2月27日(月)午後1時まで

7 入札の方法

(1) 売却システムにより入札価格を登録するものとします。なお、一度行った入札は、入札者の都合による取り消しや変更はできませんので、ご注意ください。

(2) 入札価格は、取引に係る消費税および地方消費税を含む金額を登録してください。

(3) 郵便による入札書の提出は認めません。

8 入札の無効

2に示した一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項に規定する参加でき

ない要件のいずれかに該当する者が行った入札と認めるとき及び入札参加申し込み申請について虚偽の申し込み申請を行った者がした入札は無効とします。

9 落札者決定の方法

落札者の決定は、売却システムによる入札において入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。ただし、入札価格が最高価格である入札者が複数ある場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定します。

(1) 開札日時

令和5年2月27日（月）午後1時～2時

(2) 落札者への通知

落札者には、印南町から入札期間終了後あらかじめログインIDで認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨及び契約締結に関する案内のメールを送信します。

10 売買契約及び契約保証金に関する事項

入札終了後に印南町が落札者へメールにて、落札物件の区分番号、タイトル、行政機関の連絡先などをお知らせします。メールを確認後、できるだけ早く行政機関へ連絡し、契約手続きを進めてください。落札金額が10万円未満の場合は売買契約を省略し、10万円以上の場合にのみ売買契約を締結します。

(1) 契約締結期限

令和5年3月6日（月）午後5時まで

(2) 契約保証金

落札者は、契約締結日までに予定価格の100分の10以上に相当する金額の契約保証金を納付し無ければなりません。入札保証金を契約保証金に充当します。

(3) 必要書類

契約に際しては、印南町より契約書（2通）を送付しますので、落札者は必要事項を記入・押印の上、必要書類を添付して（1）の契約締結期限までに印南町に直接持参または郵送してください。なお、持参による提出の場合は、土・日・祝日を除きます。

○落札者が個人の場合：本人確認ができるもの（運転免許証等の写し）

○落札者が法人の場合：商業登記簿謄本および印鑑登録証明書

※商業登記簿謄本及び印鑑登録証明書については写しでも可。

ただし、3ヶ月以内に所得したものに限りします。

11 売買代金の納入

落札者は、売却代金の納付期限までに指定された納付方法により売却代金の残額を一括で納付してください。なお、売却代金のほか、契約費用、売却物品に係る全ての費用は落札者の負担とします。

(1) 売却代金納付期限

令和5年3月13日(月)午後2時30分まで

(2) 納付方法

売却代金は次のうちのいずれかの方法で納付してください。なお、売却代金の納付に係る費用は、落札者の負担となります。また、売却代金の納付期限までに印南町が納付を確認できることが必要です。

ア 印南町が指定する銀行口座への振込による納付。

イ 印南町が送付する納付書による納付

(3) 売却代金の残額の金額

契約保証金を売却代金に充当しますので売却代金の残金は、売却価格から契約保証金を差し引いた金額となります。

1.2 物品の引き渡しの時期と場所

(1) 権利移転の時期

売却物件に係る危険負担は、売買契約を締結した時点で、落札者に移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損等、印南町の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売却代金の減額や損害の賠償を請求することはできません。なお、売却代金残額の納付を完了した時点で所有権は落札者に移転します。

(2) 引き渡し手続

売却代金の納付を印南町が認めたとき、落札物件の保管場所にて物件を引き渡しします。なお、お引取りの際は、その予定日時を事前に総務課までご連絡ください。引き渡し手続に伴う費用は、全て落札者の負担となります。

1.3 その他

売却物件は公開したときの状態で引き渡しします。引き渡し後、発生した不具合や故障及び発見されたキズ等については、印南町は一切の責任を負いません。この説明書に定めのない事項については、印南町財務規則、その他関係法令等及び印南町インターネット公有財産売却ガイドラインの定めるところによります。

問い合わせ先

印南町役場 総務課 行政管財係

〒649-1534

和歌山県日高郡印南町大字印南2570番地

電話番号 0738-42-1736

ファックス 0738-42-0177